

第4回教育委員会会議

1 日時 令和2年3月19日 火曜日 午後3時30分～午後5時30分

2 場所 大阪市教育センター8階 研修室5

3 出席者

山本 晋次	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員
大竹 伸一	委員
栗林 澄夫	委員
多田 勝哉	教育次長
花田 公絵	旭区担当教育次長
大継 章嘉	教育監
金谷 一郎	顧問
川阪 明	総務部長
水口 裕輝	指導部長
藤巻 幸嗣	教務部長
江野 一	I C T企画調整担当部長
中野下 豪紀	I C T企画調整担当課長
松田 淳至	教職員人事担当課長
松井 良浩	教職員サービス・監察担当課長
窪田 信也	教職員給与・厚生担当課長
川本 祥生	政策推進担当部長
松浦 令	教育政策課長
橋本 洋祐	教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

(1) 教育長より開会を宣告

(2) 教育長より会議録署名者に栗林委員を指名

(3) 案件

議案第15号	大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則案
議案第16号	体罰・暴力行為等に対する処分等の基準の見直しについて
議案第17号	大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則案
議案第18号	令和3年度大阪市立高等学校入学者選抜方針について
議案第19号	職員の人事について
議案第20号	職員の人事について
議案第21号	職員の人事について
議案第22号	職員の人事について
議案第23号	大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則案
議案第24号	大阪市教育委員会文書規則の一部を改正する規則案
議案第25号	大阪市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案
議案第26号	職員の人事について
議案第27号	職員の人事について
議案第28号	職員の人事について
議案第29号	職員の人事について
議案第30号	市会提出予定案件（その14）
報告第19号	令和3年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストの実施要項案について
報告第20号	次期「大阪市教育振興基本計画」策定に向けたアンケート調査結果について
協議題第7号	「児童・生徒の学力向上・体力向上」及び「教員の負担軽減」に向けた提言への対応について
協議題第8号	学校教育ICTビジョンの策定について

協議題第9号 職員の人事について

なお、議案第18号、第23号から第30号、協議題第8号及び第9号については会議規則第6条第1項第5号に該当することにより、議案第19号から第22号については会議規則第6条第1項第2号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

協議題第7号「「児童・生徒の学力向上・体力向上」及び「教員の負担軽減」に向けた提言への対応について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

昨年11月に市政改革室から提案を受けた内容について、おおむね教育委員の課題認識と一致しており、教育委員会会議において次年度に向けて検討を行っていくとされたところである。事務局としても、市政改革室から示された課題を踏まえ、今後の施策に取り組んでいく必要があると考えている。まずは提言で示された課題について速やかに解消していく観点から、事務局で対応案の検討を行った。

このうち、令和2年度から取り組む解決策について、概要を説明する。

①教育委員会の上意下達、⑤施策・事業の設計とされている課題の解決策としては、小中学校の校長会との意見交換会を毎月1回行う、総合教育会議において小中学校校長会の代表からの意見を述べるなどにより、現場の校長の意見を積極的に聴取していく。

②過度の文書偏重主義による現場教員の負担増という課題の解決策としては、校長経営戦略支援予算に係る書類の簡素化や、引き続きの精査改善、学校からの報告書等のうち軽易なものは原則として校長印を求めない、学校におけるチラシ配布等に関するルールの策定などに取り組む。

③外部・内部資源が有効に活用できていないとされている課題の解決策としては、学校事務職員の業務の効率化、スクールロイヤーの対応事例の作成周知、部活動指導員の雇用要件の拡充検討、複数の職を兼ねる職員に係る取組などを行う。

④教員の確保や臨時職員によるサポート体制の構築が困難とされている課題の解決策としては、教員の資質向上検討ワーキンググループにおいて、効果的な採用試験のPR方法、

教育実習等についての学校とのマッチングや、実習生等の相談に応じる体制、講師確保策の積極的な推進などについて検討を行っていく。

以上、まずは令和2年度から取り組む解決策について説明申し上げた。

これらのほか、既に対応済みの課題や引き続き検討を要する課題もあるので、引き続き事務局において検討を進めていく。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 校長印が必要とされることが多いので、原則として校長印は求めないこととする、これはこれでよいと思うのですが、説明責任を要求されるような文書については、やはり必要な場合もあると思いますので、状況に応じた対応が必要かと思います。

【大竹委員】 資料の中で今後検討を要するものが丸になっていますけれども、いつまでという時期を明確にして、答えを出すようにしていただければありがたい。

【巽委員】 資料の教育委員会の上意下達（コミュニケーション不足）のところの、4番なんですけれど、ICT教育の現状と問題点について説明し、改善の方向性を理解いただいたが、実際、翌年の市教委からの施策の方向性は真逆であったということなんですけれど、こういった真逆になる背景というのはどういったものが考えられますか。やはり現場との信頼関係がすごく大事になってくると思うのですが、これに対して何かきちっと説明があった上での施策であればよいと思いますが、不満として上がってくるのではないですか。

【窪田教職員給与・厚生担当課長】 意見交換をしながら進めていて、議論の経過でということだとは思いますが、具体的にどういった事例かということまでは、どの学校がということまで特定できておりませんので申し上げにくいんですけども、議論していく中で、当初のこの学校の意見と結果的に違うということになったのかなど。ですので、施策をやっていく上では現場の意見を聞きながらですので、仮に変更になるということがあってもご理解いただきながら、改めて丁寧にご理解をいただきながらということ認識をさせていただいております。現にこういったご意見があるということですので、より丁寧な説明に努めて対応していきたいというふうに考えております。

議案第15号「大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則案について」を上程。

忍学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

1月21日の教育委員会会議で、小学校配置の適正化を進めるための大阪市立学校活性化条例の一部を改正する条例案をご承認いただいた。この条例案は現在開会中の大阪市会で審議をされ、2月21日に可決をされている。本日も審議いただくのは、この改正後の条例で定める学校再編整備計画の策定に関することや、関係者からの意見聴取の手續などについて定める規則案である。

第3条は、適正配置対象校の区分を規定している。これは、大阪市学校適正配置審議会の答申や当教育委員会指針を踏まえたものである。第4条は、適正配置対象校にかかる学校再編整備計画に記載をする事項について規定をしている。第5条は、この学校再編整備計画の策定手續について規定をしている。第5項では学校再編整備計画の策定猶予について記載をしている。

なお、本市外にある2小学校と全市募集を行っている施設一体型小中一貫校5校について、ただし書に基づいて整備計画策定の猶予をしたいと考えている。

第5条第6項は、学校現況調査において7学級以上11学級以下であり、それによる推計によっても同じ状況が続くと見込まれる学校について、その後の児童数、学級数の推移によって12学級以上となる可能性があるため、再編整備計画の策定を猶予しようとするものである。第6条は、適正配置対象校の状況を踏まえて再編整備計画の変更を想定し、規定をしている。第7条は、学校再編整備計画公表後の関係者からの意見聴取の手續について規定をしている。附則については、この規則は、本日も承認をいただいたら、改正条例と同じく令和2年4月1日から施行いたしたいと考えている。

なお、先ほどご説明した規則案第5条と第6条の重要事項の変更については、教育委員会会議で審議いただきたいと考えている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第16号「体罰・暴力行為等に対する処分等の基準の見直しについて」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、平成29年3月7日に議決をいただいた体罰・暴力行為等に関する処分等の基準の改正をお諮りするものである。今回の改正は、1度体罰・暴力行為等により懲戒処分を

受けた者が再発の事案を起こした際、その処分量定が行政措置にとどまる現状を改め、1度懲戒処分を受けた教職員による再発の事案は原則として懲戒処分となることを明確にすることにより、そのような再発の事案発生を抑止することを主眼としている。

このため、今回の改正の趣旨として、過去に体罰・暴力行為等により懲戒処分を受けた教職員が、再度体罰・暴力行為等を行い処分に至る事案が多数発生していることから、共通の加重基準における加重の考え方を整理することを記載している。体罰暴力行為に対する処分等の基準の表そのものには変更はない。

今回改正を検討しておりますのは、共通の加重基準のうち、b. 過去に体罰・暴力行為等による懲戒処分を受けている場合の加重について、これまではプラス2からプラス4の加重としていたところ、プラス3からプラス6に見直しを行いたいと考えている。

併せて加重の考え方について、aについては校長指導もしくは行政措置1回につきプラス1、bについては懲戒処分1回につきプラス3を、それぞれ加重する旨を追記しているが、この点については従前から行っている処分量定の加重の際の運用を明文化したものであり、加重の考え方自体には特段の変更はない。本日承認をいただけたら、速やかに全ての学校園に周知を行いたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 共通の加重基準のうち、aについては校長指導もしくは行政措置1回につきプラス1、bについては懲戒処分1回につきプラス3をそれぞれ加重する。Bについてですが、過去に懲戒処分が1回あったら基本、3をプラスでということですね。2回やったら6になる、3回になるとどうなりますか。

【松井教職員サービス・監察課長】 そこまで重くなると、別のことを考えないといけないと思いますので、基準としては2回程度ということですよ。

【森末委員】 だから、これは原則、1回懲戒処分のある人であれば、3を自動的に付与する意味だと、こういう意味ですね。

【松井教職員サービス・監察担当課長】 そうです。

【巽委員】 これだけ見たらすごく厳しくて重い処分なのかなという印象を現場の方は受けるかもしれないのですが、再発を防ぐことが一番大事だと思いますので、適用される方がいないように、現場のほうにはしっかり意図を説明して明確にしてほしいと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第17号「大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則案について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

校長、教頭等の管理職の業務負担が増加する中、学校マネジメント機能を十分に発揮できるように、学校における唯一の行政職員である学校事務職員がその専門性を生かし、積極的に校務運営に参画することを目的として、令和2年度から小中学校に共同学校事務室をモデル設置するため、大阪市立学校管理規則の一部改正を行うものである。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 共同学校事務室を設置し、各学校に今まで1人配置されていた事務職員が定期的集まって仕事をするということですね。組織でやるから、OJTというか、やり方についても情報共有したり、こんなやり方があるといった知識を増やすとか、そんなことが目的ですよ。

どのぐらいの頻度でこの組織には行くのですか。

【松田教職員人事担当課長】 週に1回程度、月3回ぐらいを想定しております。

【森末委員】 分かりました。それで、それ以外は各中学校、小学校において仕事をされると、こういうことですね。事務主幹とか事務長、事務主任といった役職がありますけれども、課長級、課長代理とかでいうと、どれぐらいの位置づけですか。

【松田教職員人事担当課長】 事務主幹が課長代理級、事務主任が係長級となっております。その者を活用して組織を作っていこうと思っております。

【森末委員】 この共同学校事務室を作ることによって階級を上げるとか、そういうことではないですね。

【大竹委員】 これについてはこれで結構だと思うのですが、標準化とか効率化を検討する場合、組織をつくるのではなく、ワーキングをつくって、それで各校の状況を見て標準化を検討し、その中で当然のことながらスキルも上がるということが一般的に行われます。方法論の問題なので、こういうやり方もあり、それを否定するものではなくて、これで結構なのですけれども、普通のワーキング等で標準化をする、あるいは業務の効率

化を図るというものの違いはやっぱり少し明確にして運用していただければありがたいなと思います。

【松田教職員人事担当課長】 学校事務の将来を考えますと、そういった部分がございますして、モデルを検証する中でそういったことをしていきたいと思います。

【森末委員】 地教行法の改正の趣旨はどういう趣旨ですか。

【松田教職員人事担当課長】 学校事務職員が有する専門性の活用に加えまして、校長や教頭の負担軽減という点が大きな趣旨でございます。

【森末委員】 では合致していますね。

【山本教育長】 こういうことをした場合としなかった場合の違いというか、効果性を意識してもらいたいというご意見、その辺が見えるような効果を生み出していきたいと思いますのと、そういうことをやることによって、今後、学校一校一校でも仕事はされるわけなので、できればそこで、校長の学校運営に広範に寄与できるかというのが学校全体の負担軽減とも関わってくると思いますので、そこをこういうシステムと併せて、職員の意欲とか位置づけも併せて検討していただきたい。必ずしも教員だけで成り立っているわけではないので、こういう学校職員の人も学校の活性化に向けて取り組めるように、全体としてどう考えていくのかという議論がきちっとできていけば、教員や学校の管理職の負担軽減にもつながっていくと思いますので、そこは色々な施策をやっていただいて、いきなり全部が無理であれば例えばブロック単位でやってみるとか、そういう趣向でやっついこうと考えております。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第19号「令和3年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストの実施要項案について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、教育委員会教育長専決規則第2条第1項により急施専決を行ったので、同条第2項に基づき報告するものである。

改正の内容については次のとおりである。4ページの7「プログラミングの資格を有する受験者に対する加点」及び5ページの8「英語の免許状・資格を有する受験者に対する

加点」にGTECを追加について、小学校におけるプログラミング教育や英語教育において活躍できる教員のさらなる確保を進めるために追加した内容である。

次に、実施要綱案の概要について説明する。

1の採用予定数は、令和3年度は全校種合わせて710名となっている。前年度の725名に比べて15名の減となっている。大きな増減としては、小学校は定年退職者の減少などにより50名の減、中学校は特別支援学級の増加などにより50名の増となっている。

2の選考テストの日程は、終了時期が例年より遅くなり、第2次選考の合否発表は10月30日を予定している。

続いて、4の選考における特例について、来年度から前年度1次合格者特例を廃止し、計7つの特例を実施する。

次に、8ページの上段の5の加点制度について、ボランティア加点と英語の加点制度についての内容を見直し、プログラミングに関する加点を追加した、計5つの加点制度を実施する。

なお、来年度の選考の周知に当たり、新たな広報手段として、教員採用選考テストの変更点などを記載したパンフレットを作成し、本市で教員として働く魅力や試験に関する情報などを分かりやすく周知する。また、教員採用の情報を発信するツイッターアカウントを開設し、教員採用選考テストの内容や説明会の開催日程などの情報を掲載して広報に努めている。

本来であれば教育委員会会議の承認を経て実施すべきところ、4月1日より出願を開始するに当たり、3月19日より受験案内を公開し、十分な周知を行う必要があることから、教育長の急決専決により行った次第である。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり承認。

報告第20号「次期「大阪市教育振興基本計画」策定に向けたアンケート調査結果について」を上程。

川本政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

アンケートは令和元年10月1日から11月22日まで行い、速報値を既に11月26日の教育委員会会議で報告したところである。今回、自由記述等についてまとめたので、再度報告す

る。今回、回答者の年齢構成等を示しており、前回の実施時期との比較をしているが、保護者の回答数が前回と比べて大きく増加している。

次に、6ページ以降が具体的な設問に対する分布図である。この設問は、子どもについての現状認識に関わる設問の回答状況である。中段のレーダチャートに表れているように、肯定的な回答をした人の割合で作成しているが、保護者が最も高く、次いで市民、教職員の順となっている。下段の(2)では、各設問の回答状況を保護者、市民、教職員の属性順に帯グラフで示している。

10ページは前回、平成21年の調査との比較であり、どの属性においても今回のほうが肯定的な回答割合が増加しており、子どもをめぐる状況、現状認識としては肯定的な意見が今回伸びているという状況である。

次に、11ページは学校の現状や活動に関する認識に関わる設問の回答状況である。教職員が最も高く、次いで、保護者、市民の順である。

14ページには、先ほどと同様に前回との比較をしている。市民において肯定的な回答割合が大きく改善している。前回の調査に比べて、学校の情報開示や説明責任というのが大きく改善したと分析しているところである。

15ページは、学校園に対する信頼感に関する設問である。市民において肯定的な意見、回答の割合が大きく増加するとともに、保護者、教職員においても肯定的な割合が高くなっている傾向にある。

16ページ以降は、子どもの育成・支援における役割の担者について尋ねた設問の回答状況を棒グラフで表している。基本的な習慣、望ましい食生活などを通じた健康的な生活の維持、担者についてはどの属性においても学校園を選んだ割合が前回より減少して、家庭を選択した割合が増加しているという状況である。

また、地域活動への参加、社会に役立とうとする意識や、郷土「大阪」や地域を愛する心の担者は、地域や行政とする意見の割合が多くなっている。学校園を担者とする割合が高かったのは、コミュニケーション能力、学ぶ力や学ぶ意欲、運動する習慣といったものであった。

子どもたちに身につけてほしい力や、今後特に優先して取り組むべき施策などについて尋ねた設問の回答状況は属性ごとに示し、前回と比較した表としている。どの設問についても、市民、保護者、教職員の占有率に大きな差は見られなかった。

24ページ以降が自由記述を表したもので、大きく4つの項目に分類し、さらにその中で小項目に分けて集約をしている。大きな項目としては、教育の内容について、教育のしくみや体制について、学校・家庭・地域の連携について、おとなの学び、学校外の活動等、の4つに分類している。

特に意見として多かったのは教育のしくみや体制についてのところで、教職員に関することへの意見が多く見られた。特に保護者についてはそういった意見があり、教職員の資質についてのご要望、ご意見といったものが多かった。

この内容で取りまとめて、来年度以降、教育振興基本計画を策定するに当たり、課題の集約、検証にも活用してまいりたい。

協議題第8号「学校教育ICTビジョンの策定について」を上程。

江野ICT企画調整担当部長及び中野下ICT企画調整担当課長からの説明要旨は次のとおりである。

昨年10月に学校教育ICTビジョンの中間まとめについてご協議いただいた後、国においてGIGAスクール構想の実現が示されたことなども踏まえ、ICTビジョン策定ワーキンググループにおいて取りまとめた学校教育ICTビジョンの案について報告する。

ビジョンについては第1章から第6章までの構成となっている。

第1章は、ICTビジョンの策定の趣旨と計画期間を示している。新学習指導要領の改定が令和2年度、小学校から順次実施され、情報活用能力の育成が謳われている。

前回の中間まとめから変わった点は、1人1台の端末の整備にかかる補助事業を柱としたGIGAスクール構想の実現が昨年10月に示されているが、このような国の動きも踏まえて、本市においてもICTの活用方策や環境整備の在り方などのビジョンの策定が必要であると考えているところである。

ビジョンの対象期間について、前回の中間まとめは令和4年度までを第2ステージとしていたが、国のGIGAスクール構想が令和2年度から5年度まで段階的に整備するとなっているので、この国の構想のロードマップに合わせて、本市も令和2年度から5年度までを第2ステージとして、この中のビジョンとして示している。

第2章は、国の動向を記載している。教育のICTに向けた5カ年計画、2022年度までの環境整備計画は現在もそのまま残っており、その計画に基づく3クラスに1クラス分程

度の整備をする自治体が、残りの3分の2、つまり1人1台を整備していく際に、GIGAスクール構想の補助金が措置されるというもの。

国のスキームは令和2年度は小5、小6、中1。以下、3から5年度にかけて学年ごとに1人1台を整備していく、そのための補助金を支出するというものである。

第3章は、本市のICTの活用の取組の状況である。機器の整備状況は、学習者用の端末の台数、無線APの整備率については、現在、達成状況としては未達成で、依然として課題がある。

取組と成果は、モデル校における授業での活用としては、学習意欲の向上などが見られている。また、次世代学校支援モデル構築事業においては、デジタルドリルを活用した個に応じたきめ細やかな指導や、生活指導状況の共有によるいじめ等の未然防止などの成果がある。

これらの実証を踏まえて、今後、これらの取組を全市へ拡充・展開し、授業での活用や個別学習を実践していくとともに、全ての学校において日常的にICTを活用できる環境の整備として、1人1台端末などの整備が必要である。

第4章は、ICTビジョンの基本的な考え方を示している。めざす子ども像として、最新のICT機器を効果的に活用することにより、共同学習や個別学習への充実を図り、主体的に学び、問題を解決しようとする子どもの育成を目指す。

大きな基本方針として3つ掲げている。まず1つは、普段の授業での活用や情報活用能力の育成など、「問題発見、解決のプロセスにおけるICT活用」を進めるとともに、デジタルドリルによる個別学習や、データ連携による「公正に個別最適化された学びにおけるICT活用」を進め「学びを支えるICT環境の段階的整備」として、クラウドの活用や、端末や無線APの整備を進めていく。

第5章として、先ほどの基本方針に掲げている方針に基づいて具体的な取組方策を12個、全体像を図示している。

基本方針1の問題解決学習で、情報活用能力やICTを効果的に活用した学習を進めていきたい。左側が個別最適化された学びで、デジタルドリルによる個別学習や、学校外で家庭とつながる遠隔・オンライン教育、そういったものを進めてまいりたい。基本方針3は、1人1台の端末整備、それから無線APの設置となっており、これらの方針に沿って進めてまいりたい。

具体的な端末の整備計画について、特に学習者用端末については、国のGIGAスクール構想の実現における補助金を最大限に活用するため、国のロードマップに合わせて令和2年度は小5、小6、中1、以下、令和3年度以降、段階的に整備を進めたい。

また、前回の中間まとめでは、無線APについては令和4年度までに3年かけて整備するとしていたが、今回1人1台を整備していく中で、少しでも早く日常的に使えるように、令和2年度中に全教室を整備していきたいと考えている。

最後に、8ページをご覧ください。

ICTに関する技術は日進月歩であり、ビジョン施行後も各施策を進捗管理、それから検証、改善し、適宜ビジョンの見直しをしていきたい。また、どのような使い方をするか、あるいはどのような教材、例えばデジタルドリルをどのようなものを使っていくのか、そういったことについて現場の意見も吸い上げ、それを施策として浸透させていくために現場教員を含めた検討会を立ち上げ、議論していくなど、最適なICT教育が推進されるよう取組を進めてまいりたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 ICTを基盤とした教育が浸透してきた結果だと思えます。ICTをツールとした個別最適化学習の意義はよく分かります。教員の関わり方についても、自己調整型学習や主体的・対話的で深い学びを目途とした取り組みが行われる中、今後、動機づけとかメタ認知の活用といった視点が重要視されるのは自明です。現場に浸透するまでは時間がかかると思われますが、ツールとしてのICT活用とそれに伴う生徒個々の学力伸長に受けての研究も並行してやられるとよいと思えます。

【森末委員】 これは国の補助制度が、3クラスに1クラス分の整備を各自治体が別途行うというのが要件になっている。そこは自己責任でやりなさいということですね。

【中野下ICT企画調整担当課長】 そうです。

【森末委員】 そこは単費でやりなさいということですか。

【中野下ICT企画調整担当課長】 地方財政措置、一般財源としては入ってきていますので、それを活用してということでございます。

【森末委員】 でも、単費で負担する分がやっぱり結構あるということですか。

【中野下ICT企画調整担当課長】 そうです。

【森末委員】 ほかに使う分をこっちに持ってきたということですね。それが要件になっているということなので、これをやらないと国の補助金が出ないということになるわけですね。

【中野下 I C T 企画調整担当課長】 補助金申請の際には、3クラスに1クラスの計画と合わせて申請するという形です。

【森末委員】 計画でいいんですね。

【中野下 I C T 企画調整担当課長】 そうです。

【森末委員】 やった実績でなくても、計画があればいいんですね。

【中野下 I C T 企画調整担当課長】 4年間かけて、令和4年度までにやるという計画と合わせてになっていますので、やってから出るんじゃなくて、一緒にやるという前提で大丈夫です。

【森末委員】 仮にやらなかったら補助金が取消しとか、そういうことはあるかわからないということですね。そうすると、できるところとできないところの差が開くような制度になっているんですね。

【中野下 I C T 企画調整担当課長】 そうですね、自治体によっては。

【森末委員】 その3分の1が出せないところはね。

【中野下 I C T 企画調整担当課長】 そうです。

【栗林委員】 今、平井委員が言われたことに、全く賛成なんですけども、そのときには背景としてどういう使い方ができるかということが非常に重要だと思っているんですけども、今、世界一最高速の情報ネットワークを置いているのは東京と、それから大阪の一部、SINETという、そういう形態が整備されています。先進的に使い方、サポート体制として各個人が家でパソコンを立ち上げたら使えるじゃないかと、自己学習をやったらいじゃないかと、それをサポートしましょうということもいいんですけども、結局は子どもたち、それから教える側も含めて、提案型の使い方をしていかなければならないと思います。

だから、1人1台持てるというハード面での整備というのは、国も支援してやっていくと言っていますので、結構なことだと思うんですけど、それだけではやっぱり出発点にすぎなくて、それを使ってどうやって学力サポートであったり、あるいは新しいメディアの創生に向けたアイデアを作り上げていくかというのは、これはみんな最先端のものを使わないとなかなかできてこないという、そういう背景があるんだと思います。

やっぱり東京や大阪はそういう意味では使命感を持ってこれに取り組む必要があると私自身は思っているのですが、この最後の8ページのところですか、ここはしっかりとみんなで協力して構築していくことが将来に向けては必要というふうに考えていますので、その面でもどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

【中野下ICT企画調整担当課長】 はい、しっかりとやっています。

【平井委員】 ICTを活用した教育実践を試みる場合、現場では苦手と感じる先生が多いと聞いています。得意な先生はよいのが、苦手と感じる先生のブラッシュ・アップも含めた研修制度の構築も必要ではないかと思ひます。

議案第18号「令和3年度大阪市立高等学校入学者選抜方針について」を上程。

川阪総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本市の高等学校入学者選抜方針について、大阪府下で統一した方針で進路指導を行うことで受験生の混乱を避けるといった観点や、学力検査の問題についても大阪府の教育委員会が作成したものを使用していることから、この間、大阪府の入学者選抜方針に準拠した形で実施している。

今年度の選抜方針としては、日程以外は昨年度の方針からの変更点はない。

はじめに、1、入学者選抜の種類等については、昨年同様、特別入学者選抜、海外から帰国した生徒の入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜、一般入学者選抜、二次入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜の6つに分けて実施することとしており、令和3年度における具体的な選抜実施高等学校名、出願期間、調査書提出期間、学力検査等の日程、合格者発表日といった個々の詳細については、資料8ページの表としてまとめている。

次に、2、応募資格について、全日制の課程の入学者選抜、昼夜間単位制の入学者選抜に関しては、原則として本人及びその保護者の住所が大阪府内にある者としている。また、定時制の課程の入学者選抜に関しては、原則として本人の住所もしくは勤務先が大阪府内にある者、または本人の勤務先が大阪府内になることが確定している者としている。

次に、3、学力検査等については、府下統一した問題を使用しており、問題は大阪府教育委員会が作成する。学力検査及び実技検査等については、各高等学校長が当該高等学校において実施する。

次に、4、提出書類は、受験生が在籍する中学校等が調査書を提出し、志願者が自己申告書を提出することとしている。

5、その他として、各高等学校の募集人員及び通学区域等、入学者選抜の実施に関し必要な事項は別に定めるものとしている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第30号「市会提出予定案件（その14）について」を上程。

川阪総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

大阪市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例の一部改正及び令和2年度当初予算案の修正について説明する。

まず改正の理由について、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大予防に向けた学校休業等を踏まえ、保護者の経済的負担軽減等の観点から緊急的な措置として、令和3年度実施に向けて検討することとしていた学校給食費の無償化を前倒しすることとし、令和2年度に限り、小中学校の全児童生徒の保護者から学校給食費を徴収しないこととする。

今回講じる措置に当たっては、必要な条例改正と令和2年度当初予算案を修正し、市会に諮るものである。

なお、令和2年度中に、公平性や合理性の観点も踏まえ、対象範囲や無償化の手法などさらに研究を進め、具体的な制度設計を行い、令和3年度からの本格実施につなげてまい

る。

次に、改正の内容について、条例附則に令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に実施する学校給食に係る学校給食費を、児童または生徒の保護者から徴収しないこととすることを規定する。施行期日は令和2年4月1日とする。

次に、令和2年度当初予算案における学校給食費に係る歳入の修正として、教育費予算の歳入のうち、諸収入の学校給食事業収入から77億487万円を減額して修正する。

5ページ以降は、今回の議案の概略と条例改正案の議案書及び当初予算案修正の予算書である。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 今現在で、大体年間総額で4万5,000ぐらいですかね、給食費。

【川阪総務部長】 4万5,000円。中学校で5万円弱ですね。

【異委員】 それが所得制限とかなしに、一律で無償化。令和2年度に限って全員ということですね。

【川阪総務部長】 はい。所得制限なしで。

【異委員】 保護者にとってはすごく朗報だと思いますが、財源の確保が大丈夫かなというところですね。

【森末委員】 この77億はどこから持ってくるのですか。

【川阪総務部長】 財政調整基金になります。

【森末委員】 なるほど、そこから持ってくるんですね。だから、来年度、令和3年度には本格的にどうするかということはこの令和2年度中に検討して、このとおり全員についてやるのか、あるいは所得制限等を設けてするのは検討すると、そういうことですね。

【川阪総務部長】 そういうことです。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第19号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は小学校教諭で、処分内容は、地方公務員法第29条による懲戒処分として、停職二月とする。

当該教諭は、平成30年5月15日の夜、SNSで知り合った女性と当時勤務していた小学校に無断で侵入し、自身が担任を務める1年2組の教室内で性行為を行った。

令和元年10月28日、教育委員会事務局に匿名で通報メールが届いたことにより発覚したものである。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 退職の意向を示しているとのことですが、辞表はもうもらっているのですか。

【松井教職員サービス・監察担当課長】 退職につきましては、既に退職の届けを受け、手続を行っているところでございます。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第20号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおり。

被処分者は高等学校講師で、処分内容は、地方公務員法第29条による懲戒処分として戒告とする。

当該講師は、令和元年7月3日、関係生徒が実習機器の取扱いを誤った際、頭部を指示棒で1回たたいたほか、同年11月27日、同じ生徒が別の実習機器の操作方法を繰り返し質問してきたことから、頭部を右手で七、八回たたき体罰行為を行った。また、当該講師は、これらの体罰行為について速やかに管理職に報告すべきところ、それを怠った。

なお、本件体罰行為による関係生徒への傷害はなかった。

12月5日、同校で全校生徒を対象に実施した体罰アンケートで関係生徒から訴えがあったことにより発覚したものである。

質疑の概要は次のとおりである。

【山本教育長】 操作方法の説明を何度も先生に質問したのですか。あえて怒らそうとしていたとか、その辺がちょっと分からないのですが。

【松井教職員サービス・監察担当課長】 何度も聞いたということは確認していますが、怒らせるためかどうかという確認はできていないのが1つです。それと、常にそういった聞き方をする生徒ではないというのは学校に確認できています。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第21号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は中学校教諭で、処分内容につきましては、地方公務員法第29条による懲戒処分として戒告とする。

当該教諭は、令和元年5月25日、自身が顧問を務めていた同校家庭科部の調理実習にお

いて、部員らが試食の配膳数を誤ったことを指導した際、関係生徒2名の前で手に持っていたペットボトルで机をたたき、ペットボトルを潰す威嚇行為を行った。

また、同年7月2日、当該教諭が休暇を取得したことから同校校長が家庭科の調理実習を代行していたところ、休暇取得中であるにもかかわらず同校を訪れ、同校調理室付近で遭遇した同僚教職員と口論となった後、調理室に入室して、生徒らの前で校長に対して大声で抗議を行い、授業の円滑な進行を妨げ、校長から退室するよう指示されたにもかかわらず、これに従わなかった。

なお、関係生徒らは本件事案発生後も通常どおり登校しており、当該事案に起因する欠席等は確認されていない。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 この人に校長は指導できますか。

【松井教職員サービス・監察担当課長】 言うことを聞かなかったということがありますが、校長としてもその部分は指導していただかなければ、他の教員に対しての抑えというのもしないと思いますので、そこは頑張っていくとは思いますが。

【平井委員】 それを期待しますが、指導しやすい環境づくりも事務局の役割だと思いますのでよろしくお願いします。

【森末委員】 処分量定は軽いのではという気が正直します。休暇中に学校を訪れ、その後、自分で授業したのですか。

【松井教職員サービス・監察担当課長】 授業しております。ただ、履修的な部分でいいますと、また別の教員が別の日に調理実習を行ったことで履修が完了したとなっておりますので、実際にはこの教員が来て調理実習を行っていますが、結果として授業の成立はしております。

【大竹委員】 説明を聞いたときは、ちょっと軽いと思いました。多分これは職務命令違反ですね。もともと休みなのに出てくること自体も好ましくないのだけでも。

【山本教育長】 もう一度、各委員のご意見を踏まえて再考してください。

【藤巻教務部長】 分かりました。再考させていただきます。

【山本教育長】 はい、お願いします。

【平井委員】 学校の対応に関して保護者の反応はいかがですか？

【松井教職員服務・監察担当課長】 学校等の対応について不満がある保護者がいると
きております。また、ペットボトルを目の前で潰された生徒は今年3年生でして、先日
卒業した状況ではあります。

【平井委員】 説明責任という観点から、この対応の事後処理の説明会を開くべきでし
ょう。保護者に対しても説明をしておかなければならないと思います。

議案第22号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおり。

被処分者は、中学校教諭で、処分内容については、地方公務員法第28条による分限処
分として、起訴休職とする。

当該教諭は、平成30年10月13日、東京都港区において、成人男性に対し睡眠作用を有す
る薬物を混入した飲食物を摂取させ、抵抗不能にさせてわいせつな行為を行ったとして、
令和2年2月19日、警視庁高輪警察署により逮捕され、3月10日、準強制性交等の容疑で
東京地方検察庁により起訴された。

なお、本件事案につきましては、被害者の意向により警察が逮捕等に関する報道発表を
行っていないため、公表を控えていた。

質疑の概要については次のとおりである。

【大竹委員】 有罪になった場合も、これは分限処分になるのですか。

【松井教職員服務・監察担当課長】 準強制性交等で有罪になれば禁固刑以上になると
思われますので、その場合、処分をする前だと失職になります。

【山本教育長】 規定では分限による休職の間の給与等は、今の公務員制度の中では規
定上仕方がないという形ですね。

【松井教職員服務・監察担当課長】 現在東京で勾留されておりますので、何らかの形
で接触をして本人の抗弁をもらってから、その後、内容の認否が明らかになって事実を認
められれば懲戒処分をと考えておるところです。

【山本教育長】 これからも、そうした流れの中でまた改めてご審議いただくことにな
ろうかとは思いますが。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第9号「職員の人事について」を上程。

川阪総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

4月1日付事務局の職制改正及び人事異動について、4月に新たに新設するポストは、教育ICT推進体制の強化について、これまでICTを活用した教育の推進について、ICT端末を効果的に活用するため、現場の支援をしながら十分な効果を上げることが求められている。

これまで総務課では、学校経営管理センターや教育センターなど各施設の担当部署との調整をメインとしていたが、ICTビジョンに基づく関連施策の企画や進捗管理を主体的に行い、各施策を強力に推進するための体制を構築したい。

具体的には、ICTの企画調整からICTの推進への転換を示すようポスト名の変更を行うとともに、担当係長、教育ICT分野を担う首席指導主事及び指導主事を新たに設置する。

続いて、質の高い学校教育を推進するための体制整備として、学校や地域の実情に応じたきめ細やかな支援を効果的、効率的に実施できるよう、市域を4つの教育ブロックに分け、ブロックを統括する部長級の下、それぞれの実情に応じた学力・体力の向上や、安心安全な学校づくりに向けた支援策を推進する体制を構築する。

具体的には、小・中学校への指導を直接に担う指導部の初等教育担当及び中学校教育担当を再編し、第1から第4教育ブロック内の小中学校の支援を担う各教育ブロック担当と、市全体の取りまとめ等を担う初等・中学校教育担当を設置する。

また、学力向上に関する業務を所管する指導部の首席指導主事について、学力向上施策の取りまとめを行うポストとして、名称を学力向上支援担当課長に改め、より強力に支援策を推進する。

次に、文化財保護の事務管理体制の強化について、工事件数の増加に伴う埋蔵文化財の申請件数も増加しており、専門的職員である学芸員の業務が増大していることから、文化財保護課に担当係長を新設する。

次に、教務部の教職員の評価制度の改革について、平成30年度から実施しております教職員の人事評価制度について、より教職員の人事管理に資するための制度を検討する職務を担うことから、ポスト名称をこれまでの教職員制度担当課長から、教職員制度改革担当

課長へと変更する。

次に、生涯学習部の日本語教育の推進について、入管法の改正や日本語教育の推進に関する法律の施行により、外国籍住民が急増することが見込まれるため、生活者としての外国人の日本語学習機会の確保を図ることを目的とし、より日本語教育体制を強化するため、事業を担当する係長を新設する。

次に、組織名称の変更について、教育委員会として学校園の支援体制を構築する中、学校園が担う事務についてもきめ細やかな支援を行うため、これまでの学校経営管理センターの名称を学校運営支援センターとして変更する。

その他、人事異動案については、現在市長の総合調整の下、人事室で取りまとめているところであり、全市的な人事異動の日程は3月23日に内示される予定である。この関係上、人事異動については教育長の急施専決処分を行いたい。

急施専決処分の内容につきましては、3月31日の教育委員会会議の報告案件として改めてお諮りする。

議案第23号「大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則案について」議案第24号「大阪市教育委員会文書規則の一部を改正する規則案について」議案第25号「大阪市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案について」を一括して上程。

川阪総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和2年4月1日付人事異動における課長級以上のポストの設置に伴う規定整備、その他必要な規定整備を行う必要があることから、大阪市教育委員会事務局事務分掌規則のほか、関連規則について所要の改正を行うものである。

質疑の概要については次のとおりである。

【山本教育長】 担当課長を増やしているのですか。阿倍野区を見たら教育担当課長1を教育担当課長2と。これは数のことですか。

【村川総務課長】 数です。

【川阪総務部長】 これは区の課長ポスト数をそのまま入れていますので、充実したい区は2等となっています。

【村川総務課長】 大体ほかの業務と兼務する形となっております。

【山本教育長】　　そういうので間口を広げてくれるということですね。

【森末委員】　　総合事務システムというのが書いてありますが、これは何かあったのですね。財務会計システムはありましたね。総合事務システムは全部黒字で書いていますが、これは今までなかったのですか。

【井谷係員】　　総合事務システムは機種更新等がございまして、それに伴って規定の整備を行っているものでございます。

【森末委員】　　前は規定がなかったのですか。

【井谷係員】　　規則上はそうです。

【森末委員】　　でも、実態はあったのですね。

【井谷係員】　　今まで総務事務システム自体はありましたが、決裁文書や公文書、意思決定とかを行う機能がありませんでした。今回、システムの機種更新に伴って、このシステムの中で決裁を行うという機能がつきましたので、それに伴った改正です。

【森末委員】　　今までは決裁文書が回ってくる、見ることはできるけど、決裁はこの中でできなかったということですね。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第26号「職員の人事について」を上程。

川阪総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

3月31日付事務局等職員の退職について、市立中央図書館副館長の川窪和子ほか6名である。それらの後任人事については、先ほど説明したとおり、全市の人事異動の日程上、3月下旬に急施専決を行い、次回教育委員会会議で報告する。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第27号「職員の人事について」、議案第28号「事務局の指導主事等の人事異動について」、議案第29号「職員の人事について」を一括で上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第27号は、学校の管理運営の責任者として職責を全うした功績に対し、表彰するも

ので、今年度の被表彰者は5名である。

議案第28号及び議案第29号は、事務局等の指導主事及び学校園の校園長、副校長、教頭、学校事務職員等の人事異動である。

なお、事務局のポストについては、先ほどの協議題第9号の特に指導部の4ブロック化の内容を踏まえ、学校については令和2年4月1日に佃南小学校が廃止され、佃西小学校へ統合されるのを踏まえた内容となっている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
